

山川中学校生徒会会則

わたくしたちは知識をみがき情操を豊かにし、体を鍛え山川中学校をかぎりなく愛します。

わたくしたちは理想を求めます。わたくしたちはすばらしい学園を夢見ます。わたくしたちは、自らの手で自律・親和・創造を基調として学校生活を明るく楽しく快適なものにするために相談します。そして、そのとりきめに従って行動します。そのために、生徒全員で生徒会をつくろうと会則を決めました。

(名 称)

第1条 この会の名前を山川中学校生徒会といいます。

(組 織)

第2条 この会は山川中学校の生徒全員で組織されます。

(総 会)

第3条 生徒会の最高の議決機関は総会です。ただし、中央委員をもって総会を代行することができます。

第4条 定例総会は7月に開きます。

第5条 総会の議長・副議長・書記は中央委員会の議長・副議長・書記があたります。

(中央委員会)

第6条 生徒会全体に関係ある方針および事業の決定・決議は中央委員会にかけなければなりません。

第7条 中央委員会は生徒会役員によって構成されます。

第8条 中央委員会は必要に応じて開きます。その招集は生徒会長が定めます。なお、必要に応じて会長が臨時の中央委員会を招集することができます。

第9条 中央委員会は中央委員の3分の2の出席がなければ会議を開くことができません。事情があつて欠席するときは代行者をたてる。

第10条 中央委員会に次の役員をおきます。

議 長 …(1名)議長が主となってつかさどり中央委員会を代行します。

副 議 長 …(2名)議長が不在のときは代行します。

書 記 …(1名)主として会議の記録と会の事務処理にあたります。

(専門委員会)

第11条 生徒会の事業は総会及び中央委員会で決定した方針に従い主として次の専門委員会および特別委員会によってすすめられ次のような仕事をうけます。

生活・安全委員会 … 校内風紀の維持及び校内や通学路の安全、自転車通学の管理に関する事

保健・体育委員会 … 健康全般及び保健に関する事
体育用具の管理、体育的行事等の運営に関する事

図書委員会 … 図書の貸し出し、学級文庫に関する事

環境・美化委員会 … 花壇の管理及び資源ゴミの回収に関する事
清掃用具の点検、清掃活動に関する事

給食委員会 … 学校給食に関する事

人権・広報委員会 … 学校生活の中で人権を守るための取組に関する事
校内掲示、学校行事の放送活動に関する事

(役員)

第12条 生徒会に次の役員をおきます。

会長(1)・副会長(2)・書記(2)・会計(2)

第13条 会長および副会長は選挙規定により生徒会役員の中から生徒会役員の無記名投票により選出します。他の役員は会長が委嘱します。
選挙規定は別に定めます。

第14条 会長は生徒会を代表します。副会長その他の役員は会長を助け、仕事を分担します。

第15条 役員の任期は約1年とし、次期生徒会役員が決定するまでとします。

(会費)

第16条 生徒会の費用は全会員の負担金でまかないます。会費は月額200円とします。

(会則の変更)

第17条 会則の変更には生徒総会または中央委員会の3分の2以上の賛成が必要です。

(補 足)

第18条 この会則は昭和43年4月1日から施行します。

昭和 57 年	第 11 条一部改正
	第 20 条一部改正
平成 3 年	第 14 条一部改正
	第 17 条一部改正
平成 5 年	第 9 条一部改正
	第 11 条一部改正
平成 29 年	第 11 条一部改正
	第 14 条一部改正
	第 19 条一部改正
平成 30 年	一 部 改 正
令和 3 年	一 部 改 正
令和 4 年	一 部 改 正
令和 5 年	一 部 改 正

生徒会選挙規程

（総 則）

- 第1条 この規程は生徒会規約により生徒会役員が公正に選挙され生徒会の健全な運営をはかることを目的とします。
- 第2条 この規程は生徒会役員選挙に適用します。
- 第3条 生徒会会長及び副会長の選出は立候補制とします。
- 第4条 この規程による選挙に関する事務は選挙管理委員会が行います。

（選挙権および被選挙権）

- 第5条 本校生徒は選挙権および被選挙権を持っています。

（選 挙 期 日）

- 第6条 選挙管理委員会の告示から10日以内に行います。

（投 票 ・ 開 票 ）

- 第7条 選挙は単記による投票とします。
- 第8条 投票は1人1票に限ります。
- 第9条 依頼された欠席者の代理としての投票はできません。
- 第10条 投票所は学年ごとに1か所とします。
- 第11条 最高投票数を得た者を会長、副会長とします。副会長1名・書記・会計は会長が委嘱します。

（選挙管理委員会）

- 第12条 この委員会は選挙に関するすべての事項を管理します。
- 第13条 この委員会は各学級から選出された1名の全委員によって構成します。
- 第14条 委員はその管理する選挙に立候補または選挙運動を行うことはできません。
- 第15条 委員会の仕事の概要は次のとおりです。
1. 選挙日時の決定
 2. 立候補者の受付
 3. 投票用紙の作成
 4. 投票所設定と投票管理
 5. 選挙運動の管理
 6. 開票・選挙結果の発表

7. その他必要な事項

(選挙運動)

第16条 ポスターは立候補者1人に2枚とします。

個人演説・立会演説を行うことができます。

応援演説は1候補者に1人立てます。時間は2分以内とします。

第17条 選挙運動中に違反した場合、選挙管理委員会はただちに注意を与えます。

第18条 この規程は昭和43年4月1日から施行します。